

国有林野の境界保全に関する考察

荻 大陸

A study on the preservation of the integrity
at boundaries of the National Forest

Tamutsu OGI

要 旨

- (1) 国有林野の境界保全に関する規定は1951年に制定されたものをそのまま受けついで今日まできているが、それが現状に合わなくなっている。当時は境界標の埋設もまだ十分ではなくまた木標も多いなど、境界を保全する条件はよくなかった。また戦後の混乱期でもあり境界紛争が起きやすいという背景もあった。
- (2) しかし、いまや境界の保全条件は当時より格段に向上し、紛争も少なくなっている。したがって規定は現状に合うように見直す必要がある。
- (3) 境界保全に関する現行の規定はもとをたどれば戦前にあった2つの別々の規定を一つにつくられたが、必ずしも条文間の整合性がよく図られたとはいえなかった。そのためその解釈に混乱がみられ、結果として境界保全業務の負担の過重をまねいている。この点からも規定は見直される必要がある。

は じ め に

国有林野と民有地との境界を保全し、さらには境界が不明確な場合にはそれを確定し、国有財産の範囲を常に明確にしておくことは国有林野管理における基本とされている。このため「国有林野管理規程」(昭和36年農林省訓令第25号)では、国有林野の境界保全の措置として、境界簿を備えるとともに、境界の主要点に境界標を設置し、その巡検を定期的に行うなどにより境界の保全を図ることにしている。

具体的には、営林(支)局長は、境界標の区分ごとに巡検すべき回数を定め、その区分及び回数を標識原簿に記載するとともに、営林署長に指示し、営林署長はその指示に従い、毎年巡検計画を立てこれを旧担当区主任(以下旧を省略して担当区主任と呼び同様に担当区にも旧を付けない)に指示することとされている(国有林野管理規程第7条、第8条)。また、国有林野管理規程に定める境界標の区分及び巡検回数の基準は、とくに侵害のおそれがある境界にある境界標(第1種境界標)については1年に1回以上、分水嶺その他の地形によって明らかな境界にある境界標(第3種境界標)については4年に1回以上、また第1種及び第3種境界標以外の境界標(第2種境界標)については2年に1回以上となっている。

これらの規定は、昭和26(1951)年に制定された旧国有林野管理規程(農林省訓令第105号)の規定をそのまま受けついだものであり、すでに制定後40年を経ている。

本論は、国有林野における境界保全の現状をとくにその主要な業務である境界巡検の内容・実

態把握をととして明らかにし、他の民有林野などの事例との比較もふまえながら、今後の国有林野の境界保全のあり方を考察する。

調査は平成3（1991）年度に北海道、青森、前橋、長野、大阪、熊本の6営林局、東京農工大学附属演習林、横浜防衛施設局東富士演習場、山梨県、相互造林株式会社（宮崎県日向市）、住友林業新居浜山林事務所（愛媛県新居浜市）で聞き取りを行うとともに、地方自治体及び大規模森林所有者へのアンケートを実施した（日本林業経営者協会理事51名、評議員183名、計234名に対して行い、回収率48%、113名からの回答を得た）。本調査にご協力頂いた関係各位、各機関に対し、深く謝意を表したい。また、とくに林野地籍の沿革に造詣の深い元林野庁訟務官三枝茂氏には多面に亘るご教示を頂いた。記してお礼申し上げる。

1. 国有林野の境界保全業務の実態

1-1. 境界の現況

林野庁が所管する国有林野の面積は763万ha、境界総延長は10万4,957kmで、確定済の境界は10万4,336km、未確定の境界は621km（主として小笠原諸島、北海道の防風保安林及び河川敷等）と99%の境界は確定されている（平成3年3月31日現在）。表-1に示すとおり境界の種別延長は第1種が2万5,214km、第2種が4万3,418km、第3種が3万6,325km、境界点総数は353万5,880点で、ほぼ30mに1点の割合で境界点が設けられている。昭和37年の「国有林野測定規程」の制定によって原則として全点の有標化がすすめられてきたが（第26条）、表-2にみるように有標は283万4,740点で、全境界点の80%を占め、無標点は70万1,140点でその大部分は溪流、沢筋などで境界標の設置が困難な箇所である。また木標は逐次永久標に改設されつつある。

戦前期における内地国有林、御料林はまだ無標点も多く、唯一全点有標化をめざした北海道国有林は木標が多く¹⁾、そのため不完全標（欠損・亡失）の累積をまねいたといわれていることからすれば、戦後とくに昭和40年代以降の境界の保全条件は大幅に改善をみたといつてよい。

表-1 境界の種別延長・点数（平成3年3月31日現在）

（単位：延長＝km，点数＝点）

区分 局別	第1種境界		第2種境界		第3種境界		計		備 考
	延 長	点 数	延 長	点 数	延 長	点 数	延 長	点 数	
北海道	737	13,610	1,245	23,737	2,545	55,643	4,527	92,990	第1種境界 特に侵害のおそれ がある境界にある境 界標で、年に1回以 上巡検を要するもの。
旭 川	560	9,710	4,678	82,670	1,081	21,239	6,319	113,619	
北 見	1,035	17,128	2,080	40,262	511	8,672	3,626	66,062	
帯 広	263	5,353	3,230	45,000	2,295	47,197	5,788	97,661	第2種境界 第1種及び第3種 境界標以外の境界標 で、2年に1回以上 巡検を要するもの。
函 館	614	16,240	1,732	40,631	583	12,543	2,929	69,414	
青 森	3,598	123,243	4,765	152,127	3,449	101,310	11,812	376,680	
秋 田	2,227	94,404	2,370	96,282	3,494	128,791	8,091	319,477	第3種境界 分水嶺その他の地 形によって明らかな 境界にある境界標で、 4年に1回以上巡検 を要するもの。
前 橋	5,161	212,185	5,916	230,762	6,823	244,738	17,900	687,685	
東 京	2,074	88,576	2,256	96,910	1,854	69,617	6,184	255,103	
長 野	454	13,605	1,721	55,044	1,681	49,893	3,856	118,542	(国有林野管理規程第7条)
名古屋	463	20,667	883	32,900	1,720	62,503	3,066	116,070	
大 阪	2,245	102,228	3,090	130,525	5,113	206,129	10,448	438,882	
高 知	487	22,340	2,802	118,294	1,372	52,913	4,661	193,547	
熊 本	5,296	209,635	6,650	247,712	3,804	132,801	15,750	590,148	
計	25,214	948,924	43,418	1,392,967	36,325	1,193,989	104,957	3,535,880	
前年度計	25,476	956,432	43,387	1,391,335	35,930	1,178,605	104,793	3,526,372	
増 ▲減 ▲	▲ 262	▲ 7,508	31	1,632	395	15,384	164	9,508	

注 境界種別の延長及び点数の増減は、種別区分の見直し、国有林野の所管換及び売却等によるものである。

資料：林野庁業務第二課

表－2 境界標識の種類別点数（平成3年3月31日現在）

（単位：点）

局 別	境 界 標 識						無 標	合 計	予備標	備 考
	石 標	コンクリート標	合成樹脂標	木 標	その他	計				
北海道	14,321	34,164	32,531	3,147	1,673	85,836	7,154	92,990	1,912	
旭 川	16,481	52,530	27,688	8,581	3,297	108,577	5,042	113,619	1,910	
北 見	4,994	49,483	3,889	5,044	304	63,714	2,348	66,062	874	
帯 広	9,187	51,467	21,633	2,398	268	84,953	12,708	97,661	1,413	
函 館	9,370	36,728	3,360	15,672	2,003	67,133	2,281	69,414	1,301	
青 森	50,585	256,154	4,989	24,724	2,804	339,256	37,424	376,380	861	
秋 田	46,309	145,135	21,352	9,981	2,092	224,869	94,608	319,477	1,183	
前 橋	73,207	412,845	5,189	24,363	14,086	529,690	157,995	687,685	1,340	
東 京	36,174	158,311	5,387	17,569	9,820	227,261	27,842	255,103	411	
長 野	23,555	51,303	848	21,543	17,356	114,605	3,937	118,542	263	
名古屋	17,907	25,962	6,808	55,966	7,194	113,837	2,233	116,070	394	
大 阪	68,756	210,760	22,273	835	26,489	329,113	109,769	438,882	205	
高 知	47,158	74,289	19,635	502	6,347	147,931	45,616	193,547	0	
熊 本	92,928	224,186	37,428	0	43,423	397,965	192,183	590,148	821	
計	510,932	1,783,317	213,010	190,325	137,156	2,834,740	701,140	3,535,880	12,888	
前年度計	513,204	1,760,134	214,099	194,671	138,475	2,820,583	705,789	3,526,372	12,648	
増 ▲減	▲2,272	23,183	▲1,089	▲4,346	▲1,319	14,157	▲4,649	9,508	240	

注1 合成樹脂標にはプラスチック標を含む。

2 その他は、天然岩石標、固定地物標、金属標、土管標、石塚等の標識である。

3 無標には、既設の木標が不腐・亡失したものを含む。

4 予備標は、河岸や崩壊のおそれがある境界点で、境界標を設置しても亡失する可能性が強い場合に安全な場所を選び、境界点の本点の方向を表示する標識である。

資料：林野庁業務第二課

1－2. 巡検の実態

国有林野における境界の保全は侵害のおそれの程度に応じて境界標に種別区分を設け（表－3）、その境界線を定められた回数にしたがって担当区主任が巡検するものとされている。そこで巡検作業の具体的内容をみてみよう。表－4は担当区主任が巡検を実施する時に携行するものを示しているが、その作業は図面・図簿等をもって境界標を確認し、境界標及び境界線上の目標物にペンキまたはスプレーを塗布するというものである。この作業に先立ってあるいはそれと同時にカメラなどで境界線上や境界標周囲の刈り払いを伴うこともある。

現行の巡検実施者は担当区主任と規定されているが、巡検が実際に担当区主任だけで行われているケースは少なく、多少の差はあれなんらかの形で主任以外の要員が巡検に携わっている。巡検はある1点からスタートして他の1点までたどりつく作業であるため、スタート地点までもどらなくていいようにするには、到着点側にも人がいるほうが都合がよい場合が多い。つまり二人

表－3 境界種別区分と巡検回数

	巡 検 回 数
第1種境界標：とくに侵害のおそれがある境界標	1年に1回以上
第2種境界標：第1種境界標及び第3種境界標以外の境界標	2年に1回以上
第3種境界標：分水嶺その他の地形によって明らかな境界にある境界標	4年に1回以上

注：国有林野管理規程第7条

表-4 巡検作業に携行するもの

担当区	巡 検 作 業 に 携 行 す る も の
a	2人の作業：2丁差し（ノコ・ナタ）、大ガマ（除伐ガマともいう長さ1.5m）、ペンキ（黄色）、ワイヤブラシ（苔落とし用）、経営基本図
b	主任1人の場合：2丁差し、シルバーコンパス、メーター巻尺（30m）、ペンキ（黄色）、ビニールテープ、経営基本図（図は必ずしも正確ではないので、自分で補正して使う） 主任+補助員の場合：カマ、境界見出し標も加わる
c	たいてい1人：2丁差し、とうぐわ（標識の掘起こし用）、メートル縄（50m）、巡検指示書、経営基本図、スプレー（赤）、補助員を同伴する時はシルバーコンパスを持参
d	2丁差し、シルバーコンパス、メートル縄、スプレー（赤）、荷作りひも、境界見出し標、経営基本図
e	2丁差し、カマ、スプレー（当署は赤で統一）、ビニールテープ（今年はピンク）、命令書、経営基本図、境界簿（方向、距離、位置を入れた補助簿を自分で作っている）
f	スプレー（赤）、鉄製ヘラ（標識の回りの土を除いて番号を確認するために鍛冶屋に作らせたものを使用）、境界見出し標、事業図、巡検簿
g	スプレー（赤）、スコップ（標識の回りの土を除いて番号を確認するために使用）、巻尺（50m）、境界見出し標、経営基本図、巡検簿
h	スプレー（赤）、メートル縄（50m）、経営基本図コピー
i	スプレー（赤）、経営基本図、距離・方向の入った自前の野帳、たまに境界見出し標
j	スプレー（赤）、ナタ・ノコ、境界見出し標、マジッキ、境界基本図
k	スプレー（赤）、巻尺（50m）、コンパス、事業図写し、巡検簿
l	スプレー（赤）、境界見出し標、事業図、巡検簿
m	スプレー（赤）、境界見出し標、巡検簿

資料：聞き取り調査

以上で実施しなければ作業の効率が非常に悪くなる場合や、あるいは刈り払い作業を伴う場所などのように1人だけで実行することが困難な場合もある。もし、巡検が規定どおりに担当区主任によってのみ実施されるのなら、巡検の実行率は現行よりかなり低下せざるをえなくなるであろう。それを反映してであろうが、表-5に示したように14営林（支）局中12の（支）局において、巡検実施者を「担当区主任」とする現行規定の改正を望んでいる。

表-6は各営林（支）局における巡検の実行率をみたものである。昭和61（1986）年度から平成2（1990）年度の5年間の平均をみると、14営林（支）局中実行率90%台が10営林（支）局、80%台が2営林（支）局であり、前橋営林局と東京営林局がやや低く、それぞれ72%、66%となっている。表-7からわかるように1担当区当たりの年間巡検量（延長・点数）をみれば、前橋営林局と東京営林局が最も多く1位と2位を占めており、このことから巡検量の多寡が実行率に反映されたもののごとくにみえるが必ずしもそうとはいえない。境界点の数が最も少ない北海道局と3番目に少ない旭川支局の巡検実行率がともに80%台と全体の中では低い実行率であることにもうかがわれるように、巡検量の差と実行率の差を単純に比較することはできない。

巡検の具体的作業はその現場の地形や境界をとりまく周囲の状態によって大きく異なってくるので、境界延長や境界点数から担当区ごとの巡検に要する実際の作業量を判断することはきわめて難しい。実際に営林署レベルでも担当区ごとの作業量の差は把握していないのが現状であり、規定にしたがいがいどの営林署も巡検計画を立ててはいるが、作業量を勘案して巡検量を配分する等のことはしていない。

もう1つの問題は巡検の実行率が大半は90%台に達しているからといってこの数字を鵜呑みに

表-5 各営林(支)局の見直し案

局名	境界種別は何種類か	巡検基準年数は何年が適当か	現行の巡検実施者は「担当区主任」となっている。この取扱いの改正必要か
北海道	三種類但し、現在の2種と3種を包括し第2種とする	第1種…1年に1回以上 第2種…4年に1回以上 第3種…巡検可能となるまで延伸	現行規程を改正する必要はない。但し、将来の要員事情を考慮し現場労務の確保策必要
旭川	現行のままで良い	第1種…1年に1回以上 第2種…3年に1回以上 第3種…5年に1回以上	主体は担当区主任とし、署長が特に必要と認めた場合は担当区主任以外の職員のすることができることとし、主任以外の職員は主任の指導のもとで行う。
北見	1～3種の3種類	第1種…毎年に1回以上 第2種…5年に1回以上、但し伐採、工事の際はその都度 第3種…不定期、巡視の際記録	担当区主任の外、署長の下命により本署職員も実施者にするのが望ましい
帯広	1～4種の4種類	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…4年に1回以上 第4種…8年に1回以上	「担当区主任」を「担当区主任等」と改めて、等とは署長が指名した者とする
函館	1～4種の4種類 (4種を追加)	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…5年に1回以上 第4種…巡検対象外	現在、当函館支局において、巡検実施要領を制定し、担当区主任のほか苗畑事業所主任、林道敷については土木担当者がそれぞれ実行できることとしている
青森	1～4種の4種類 (4種を追加)	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…4年に1回以上 第4種…必要に応じて行う	担当区主任または、特に命じた者
秋田	1～4種の4種類 (現行1種を2分割)	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…3年に1回以上 第4種…対象外	担当区主任とし、署長が指名した者とする(管理係長・造林係長・収穫係長)
前橋	現行通り3区分	第1種…2年に1回以上 第2種…4年に1回以上 第3種…特に定めない	第8条「営林署長は～担当区主任へ指示しなければならない」を「適切に実施しなければならない」に、3項「担当区主任は国有林野を巡視した場合」を「営林署長は標識類を巡検したときは」に改正
東京	1～4種の4種類	第1種…6ヶ月に1回 第2種…2年に1回 第3種…3年に1回 第4種…5年に1回	担当区主任等、営林署長が適当と認めた者とするに改正
長野	現行種別区分で差し支えない	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…4年に1回以上但し営林署長は巡検年数を延長できる	「営林署長が命じた者」とする
名古屋	1～4種の4種類 (4種を追加)	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…4年に1回以上 第4種…巡視で対応、異状部分のみ実施	担当区主任のほか署長、当該事業所主任にも分担させることに改正
大阪	1～5種の5種類 (現行3種を3区分)	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…A: 4年に1回以上, B: 6年に1回以上, C: 8年に1回以上	担当区主任等と改正(等とは、特別事情が生じた場合、署長が指定した職員)
高知	1～4種の4種類	第1種…1年に1回以上 第2種…2年に1回以上 第3種…4年に1回以上 第4種…8年に1回以上	担当区主任又は署長の命ずる職員に改正
熊本	現行通り1～3種が適当	第1種…1年に1回以上 第2種…3年に1回以上 第3種…定期的な巡検はしない、必要の都度行う	現行「担当区主任」を変える必要はない

資料：林野庁業務第二課

できないことである。すなわち数字的には高い実行率が示されてはいるが、しかしそれは必ずしも実態を反映しているとはいえないからである。というのは担当区主任からの聞き取り調査では、「計画どおりに巡検が実行できそうにない場合どうしますか」との質問に対し、「前回分を襲用する」との回答例がみられ、つまり「実行したことにして報告する」というのであり、この担当区主任は報告では100%としているが、「実際には30～50%が不実行」であることを吐露している。実際は不実行

でありながら「実行したことにして報告する」同様の例は他にも何人かの担当区主任から聞いており、なかなか表には現れ難いものの、それだけに少なからずあるものとみておかねばならないであろう。しかもこのような例がいずれも前橋営林局、東京営林局以外の概して実行率の高い局署の担当区主任においてみられたことは、高い実行率は逆にその数字の信頼性に不安がある。

したがって巡検が実際にはどの程度行われているかを判断することは難しいが、しかしこのような場合その実行率が低いほうの水準でみておくほうが無難であろう。すなわち前橋営林局の実行率が72%、東京営林局のそれが66%であり、この両局の場合少なくともこの数字以上には行われていないことがはっきりしており、この水準で把握しておくほうが太過ないとおもわれる。そして両局ともこの数字に示された実行率でありながら、他(支)局に比べとくに境界紛争の発生件数が多いという事実はない。

次に境界の種別区分と実際の巡検回数との関係をみてみよう。表一

8は巡検が不実行となった分の取扱いをどうしているかをみたものである。これによれば、不実行分はそのままになってしまうという営林署が半数、翌年度に優先的に実施の対象にするという

表一 6 境界巡検実績表(昭和61年度～平成2年度の平均)

営林(支)局	総延長(km)	要巡検延長(km)	実行延長(km)	実行率(%)
北海道	5,470	3,387	2,774	82
旭 川	7,730	4,059	3,445	85
北 見	4,463	2,711	2,606	96
帯 広	7,094	3,083	2,858	93
函 館	3,615	2,026	1,925	95
青 森	14,672	8,543	8,279	97
秋 田	10,222	5,370	5,243	98
前 橋	22,250	12,252	8,821	72
東 京	7,812	4,649	3,063	66
長 野	4,811	2,169	2,140	99
名古屋	3,775	1,766	1,712	97
大 阪	13,049	6,356	6,075	96
高 知	5,802	2,815	2,898	103
熊 本	19,624	12,471	11,812	95
計	130,388	71,657	63,647	89
平 均	9,313	5,118	4,546	89

資料：林野庁業務第二課

表一 7 1 担当区当たり年間巡検量(平成2年度)

営林(支)局	1 担当区当たり年間巡検量		境界点間平均距離(m)
	延長(km)	点 数	
北海道	19	388	49
旭 川	28	500	56
北 見	29	527	55
帯 広	27	450	60
函 館	23	534	43
青 森	32	1,032	31
秋 田	29	1,115	26
前 橋	48	1,846	26
東 京	43	1,792	24
長 野	19	576	33
名古屋	21	808	26
大 阪	30	1,250	24
高 知	23	958	24
熊 本	33	1,222	27
計	31	1,033	30

資料：林野庁業務第二課

表一 8 巡検不実行分の扱い

A署：1種は翌年優先して実施する。2, 3種は不実行のまま残る。
B署：不実行のまま。
C署：不実行のまま。
D署：翌年度に優先的に計画に入れる。
E署：不実行のまま。
F署：翌年度に廻して指示する。

資料：聞き取り調査

営林署が半数となっている。不実行分の扱いについては、1種は翌年も不実行にされなければ2年に1回となり、2種については翌年優先的に実行されれば3年に1回、そのままに処され次回に実行されれば4年に1回となる。3種のなかには安全上の問題から現場に行けないというところが、少なくとも北海道営林局、前橋営林局、長野営林局ではあるということであり、とくに長野営林局では「安全上問題のあるところは巡検できなくともやむを得ない」ものと指導している。したがって3種のなかには、今回聞き取り調査の対象とした6営林局のうち3局では、事実上巡検の対象から外されている境界標もあることが明らかになった。また、大阪営林局では現行の第三種境界標をさらに3区分し、「A：4年に1回以上」「B：6年に1回以上」「C：8年に1回以上」として実施しており、実質的な規定の見直しを図っている。

1-3. 境界紛争

境界紛争には大別すると、境界が不明になることにより発生する主として無権原使用と、境界が明確であるにもかかわらず発生する特定地域多発型の2タイプの紛争がみられ、とくに後者は単に巡検頻度を高めただけでは防止し難いのが特徴である。前者の典型を神戸営林署管内に、後者の典型を京都営林署管内にみてみよう。

①境界が不明になることにより発生するケース（神戸営林署管内）：巡検は計画どおり実行されていたが、主として無標点の部分が長年の間に境界の不明をまねき、境界を越えての植林や作付を惹起せしめた。昭和38（1963）～42（1967）年の有標化の過程で再検測した結果、無権原使用の事実が多数発見され、なかには国有林側が侵害していたケースもあった。その後設置が困難な箇所を除き、無標点はほとんどが有標化され、それ以降このようなケースが頻発することはなくなっている。これらの紛争事案のほとんどは解決を見ないまま経過してきたが、神戸営林署では近年プロジェクトチームをつくり計画的にその処理の促進を図っている。境界の保全条件は整備されてきており、今後このタイプの紛争の懸念はそれほどないと考えられる。

②境界が明らかであるにもかかわらず発生するケース（京都営林署管内）：境界標を取り込んで塀を造られたり、隣接地の構造物が境界上に建てられるため軒が境界を越してしまう等の境界侵害が多発している。都市化による地価高騰を背景にしており、境界は明確であるにもかかわらず発生するので、巡検や巡視をいくら強化しても防止できない状況である。京都営林署管内では、毎年5～6件の侵害が発生しそのうち8割は解決するものの、あとの2割は蓄積していく状況にある。尋常の監視体制では防止しようがなく、例えば同様の侵害問題に悩む寺社などではフェンスで所有林地を囲うなどの防護措置をとっているところもあり、国有林野でも何らかの措置が必要である。このタイプの紛争は局地的には今後も発生することが予想され、それを考慮した対応を検討すべきであろう。

2. 国有林野（林野庁所管）以外の林野の境界保全

2-1. 他省庁所管の国有林野における境界保全

〔東京農工大学農学部附属演習林〕：東京農工大学の演習林は埼玉県秩父郡大滝村に1団地234ha、群馬県勢多郡に2団地415haと92ha、栃木県安蘇郡田沼町（1部佐野市）に1団地162ha、の合計4団地903haである。埼玉県にある団地を除いて旧御料林から所属替えとなったもので、境界はほとんどが確定しており図簿類その他の境界の正当性を担保する資料は保存されている。しかし、移管後は新たな標識の設置は行われていないため御料林時代に無標点だったものがそのままなのは勿論、木標は腐朽したりして不明標も大分あるとみられるが把握されていない。1部の尾根筋に防火線を設け、これを5m幅に3～4年ごとに刈り払って境界を明確にしているほか、境界の保全業務についてはとくに規定などを定めておらず、施業を行うなかで適宜巡視されているも

のとしている。境界紛争は起きていない。

〔横浜防衛施設局東富士演習場〕：東富士演習場は面積8,814ha、そのうち行政財産分が2,950ha、他省庁及び民・公有地からの借り上げ分がそれぞれ514ha、5,350haである。境界線の延長は行政財産に係る部分が90km、全体では約300kmに及ぶとみられる。境界は全て確定しており、全点が有標化されている。標識はコンクリート標、石標が用いられているほか、重要箇所はフェンスが張り巡らされている。境界の保全業務は富士学校営繕課職員がほぼ巡検と類似の見回りを1年に1回行っている。1部沼津営林署からの使用承諾箇所があるが、この部分については同署が巡検を行っている。演習所内はとくに定めた日以外は原則として一般の立ち入りは禁止されており、この点他の国有林野とは基本的に性格を異にしているといえる。

このように前者は境界の保全業務がほとんど無いに等しい状態であり、後者は原則的に立ち入り禁止区域という全く性格の異なる施設であり、林野庁所管の国有林野と比較する対象としてはかけ離れすぎているといえよう。

2-2. 公有林野における境界保全

公有林野（29道府県）の境界保全の実施状況についてまとめたのが表-9である。ここに示されているように国有林野のように境界に種別区分を設けているのは北海道、山梨県、石川県、熊本県の4道県だけであり、その他の25道府県はとくに設けていない。つまり巡検に対応するような方法を採用するところは少ない。しかしほとんどの自治体が多かれ少なかれ境界の保全を含む、林野全体の監視業務は行っており、それについての規定を定めている。実際の業務は森林組合職員を含む地元の精通者によって行われる体制を採用しているところが多い。

境界を明らかにしておくための方法は、聞き取りを行った山梨県有林の例でみると、国有林野とほとんど同様に境界標の設置によって行われている。

2-3. 私有林野における境界保全

私有林野における境界保全はその歴史的経緯の差から国有林野とはかなり異なっている。まず、私有林野の境界明示の方法は具体的な境界の状況に応じて「天然界の利用」「道路界の利用」「防火線の利用」「境界線の刈り払い」「境界樹」「植え分け」「立木に塗料を塗布」「立木にキズを付ける」「標柱・標識の設置」等様々あり、標識類の設置もその1つであるが、必ずしもそれが主であるというわけではない。例えばはっきりした尾根筋や谷筋は境界が明確であるところとして標識は設置されないのが一般的であり、道路界等の堅固な地物で境界が明らかところも同様の扱いがされている。また、境界の保全業務は必要に応じて見回りをする程度で、定期的に行われるということはない。しかもそれは他の作業と一体化して行われるのが普通であり、とくに境界保全だけを目的とした作業もないといつてよい。

3. 国有林野の境界保全の特徴

国有林野においては境界を明らかにしておくための方法は境界標の設置だけといってよいのに対し、とくに私有林野においては多元的な方法が採られており、境界標の設置だけではない。国有林野では基本的には「標柱・標識の設置」が柱になっているが、私有林野ではむしろそれ以外の方法が主体である。そしてそれらの方法自体が境界の種別区分的意味合いをもっていることが多い。例えばはっきりした尾根筋や谷筋などの天然界や林道（永久道）などの道路界によって境界が明確なところは、境界標が無くとも境界が明らかところとして扱われる一方、境界が不明になりやすい部分、問題がおきやすい複雑な部分等の重要な箇所には標柱・標識を設置する。だから私有林野における標識類の設置は最も侵害が起きるおそれのあるいうなれば「第1種境界標」である場合が多い。

表－9 道府県有林等の境界保全の実施基準等

自治体名	境界種別区分等	実行後の報告体制	境界保全等の内容	備考
北海道 (道有林)	一級境界線…隣接地が宅地、農地、各種施設用地等である境界線又は山林原野のうち境界紛争の生じるおそれのある境界（5年間に1回以上） 二級境界線…一級境界線以外の境界線で、立木伐採造林等の事業が見込まれる地区又は道有林内で各種事業が実施される箇所の境界（10年間に1回以上） 三級境界線…一級及び二級境界線以外の民有地境界線及び国有未開地界、河川界等のうち移動のおそれのある境界線（15年間に1回以上） 四級境界線…国有林界、海岸、鉄道用地界、道路用地界及び一級二級三級までに掲げる以外の境界線（必要に応じ）	森林保全管理等の巡視の委託受命者から、業務担当者（林務署長）へ林務署長から林務部長へ報告を行う	1 境界標設置の際に、隣接土地所有者と立会いの上、境界確定協議書に押印を求める。また、海辺には、最高潮の汀線に設置。 2 境界標の位置が不明となるおそれがある場合、または設置しがたい場合は、最寄りの安全な境界線上に境界標を増設。	北海道有林野測定規程（63.4.1）
青森県	特に定めていない	民間委託（林野巡視員が山火事防止巡視の標準認程度）		
山形県 (県有林)	特に定めていないが、回数は森林保全の巡視も兼ねて実施	非常勤嘱託員に、巡視後服務日誌に記載させ翌月の10日までにハガキで、当該県有林を管理する地方事務所に報告		山形県営林等巡視員服務規程（最終改正48.4.1）
群馬県 (県有林)	特に定めていないが、全体の巡視の中で実施	非常勤嘱託員による巡視		群馬県県有林及び県行分収造林巡視勤務要領
福島県 (県有林)	特に定めていない、林業事務所巡視職員が業務の中で判断	非常勤特別職の森林保全巡視職員が、無許可の伐採、地形変更、山火事、森林の災害等の巡視		福島県森林保全管理事業等実施規程
栃木県 (県有林)	巡視の規程はない（どこにどのような標識が設置されているか不明）	非常勤の監視員により、境界標、その他標識の保全、盗・誤伐、火災、病虫害の防止のための巡視		県営林監視員服務心得
新潟県 (県有林)	特に定めていない（全体の管理業務の中で対応）	非常勤特別職の管理人による、盗・誤伐、火災予防、境界標の維持管理による巡視		新潟県県有林、県行造林境界調査並びに境界標等設置要領
茨城県 (県有林)	特に定めていない、全体の巡視の中で実施	非常勤職員特別職の委嘱管理員による、森林保全の巡視を、月3回以上行い、林業課長に報告		茨城県県有林管理員規程
埼玉県 (森林公社)	特に定めていない、全体の巡視の中で実施	非常勤の嘱託の管理員による、森林保全の巡視をその都度行い、服務日誌に記載し、翌月5日までに理事長に報告		社団法人埼玉県森林公社営林等管理員設置規程
長野県 (県有林)	特にないが、県有林保護巡視事業の中で、災害の発生のおそれのある県有林、きのこ・わらびその他山菜の採取等のため入山者の多い県有林、その他財産管理者が必要と認める県有林を対象に、県有林所在市町村長に委託している	委嘱の巡視員は、県有林巡視手簿に、その都度記録し受託者は月に一度その記録を確認する	原則として、県有林所在市町村長に委託し、受託市町村長が森林組合に巡視員を任命し、森林組合が境界線を5年に1回程度対払いを行っている。 境界簿については、県の営林指導課長が境界確定書のほか隣接地の所有者が記名押印した境界簿を作成	
石川県 (県有林)	第1種口座…特に侵害のおそれがあると認められる口座（1年に1回以上） 第2種口座…第1種口座以外の口座（2年に1回以上）		林業事務所長又は林木育種場長は、口座別に担当者を含め毎年度県営境界巡視計画を立て担当者に巡視を指示 担当者は巡視の都度、県営林巡視報告書を、林業事務所長又は林木育種場長に提出	県営林管理要領（52.2.12造免第53号）
福井県 (県有林)	特になし		看守人を配置し、境界の保全、山火事警防、盗・誤伐の防止、風水害・雪崩の防止の業務の見回りを行っている	
滋賀県 (県有林)	特になし	管理員は業務状況を業務日誌に収録し、関係県職員が出張する際に示す	非常勤の職員の委嘱管理員が、その担当する所属の所長の指揮監督を受けて、毎月1回以上担当区域を巡視する	滋賀県県営林管理員設置要領
奈良県 (県有林)	特になし	管理員は、県有林巡視日誌に巡視の内容及び作業を記載し県担当者への押印を受ける	県委嘱の管理員は、担当区域内の県有林について林政課長の指揮監督を受け、毎月2回以上担当区域内の盗・誤伐その他の加害行為の防止、境界の標識の管理、その他県有林の管理のため林政課長が必要と認めた業務を行う	県有林管理員設置要領（最終改正53.4.1） 県有林管理員服務要領（最終改正53.4.1）
和歌山県 (県有林)	特になし	監守人は、業務の状況を毎月5日までに県事務所長に報告	監守人は、月2回担当県有林内を森林火災、獣害、病虫害、盗伐・誤伐、その他の災害及び事故の発生を防止し、県有林の育成に必要な業務を行うため巡視する 県事務所長は年24回の範囲内で月2回の巡視回数を増減できる	和歌山県県有林監守人設置規程（30.1.11告示第5号） 和歌山県県有林監守人服務規程（30.1.31）
大阪府 (府有林)	特になし	森林保全員は、所管の自然保護事務所長に業務報告書を翌月の5日までに提出	森林保全員は林野火災の予防、林地開墾規制、保安林の管理、府営林の管理、その他森林の保全を阻害する行為の未然防止と早期発見を業務とする巡視を行う林	大阪府森林保全員服務要領（60.4.1）

自治体名	境界種別区分等	実行後の報告体制	境界保全等の内容	備考
広島県 (県有林)	特になし	看守人は、農林事務所長に業務報告を行う	看守人は、農林事務所長の監督指示のもとに毎月1回以上受持ち区域内を境界標、その他標識の維持管理、盗伐・誤伐、侵襲、その他の加害行為の防止、境界線、防火線、林道、建物その他の工作物の保全、火災の予防、消火、有害鳥獣又は病虫害の調査、貸付地の使用状況、その他農林事務所長の指示した事項	
徳島県 (県有林)	特になし		森林を購入した時点で境界標を設置するのみで、巡視は行っていない(問題が発生した時点で、現地を見に行く)	
香川県 (県有林)	特になし	看守人が業務に服したときは、その概要を県有林巡視報告に記録し提出	火災の予防及び消火、盗伐・誤伐、侵襲その他加害行為の予防及び防止、境界標注その他標識及び道路等の保全、その他指示された事項を、県より委嘱された非常勤職員の看守人が巡視を行う	香川県県有林看守人設置要領
愛媛県 (県有林)	特になし	看守人は、巡視状況の概要を県有林看守人手帳に記録し毎月の職務実績を地方局長を経由し農林水産部長に報告	地方局長の指揮監督を受けて、毎月2回以上担当区域を境界柱・境界線・防火線・林道・建造物等の維持管理、火災・樹木の盗伐・誤伐、窃盗その他災害の未然防止及び緊急措置、鳥獣病虫害・気象害等の調査、貸付地・使用許可地の使用状況の監視、県が行う造林取組事業及び調査に対する協力、その他局長が指示した事業を行う(3月～5月までの3ヶ月間は毎月3回以上)	愛媛県県有林看守人設置要領
高知県 (県有林)	特になし(看守は、地域の人で山林にも詳しい人達であり境界についても問題点もなく、県の職員が境界の巡視や確認に行くことはない)	看守人は、異状を認めたときは、林業事務所長又は特多事務所長を経て知事に報告	林業事務所長又は特多事務所長の指揮監督を受けて、火災・病虫害及び鳥獣害並びにその他の被害の防止、盗伐・誤伐・侵襲その他の加害行為の防止、境界標注その他標識の保全、事業実施のための工夫の確保	高知県県営林の看守の職務等に関する規程
福岡県 (県有林)	現地の境界線は、地方事務所が国土調査の地図図で管理を行っている	看守人は、異常その他特別の状況を認めたときはすみやかに水産林務部長に報告	農林事務所長の指揮のもと看守人は、境界標その他の標識類の保全、盗掘・盗伐・誤伐・侵襲等の予防及び防止、火災・気象災(風雪災害、旱害等)・病虫害その他被害の予防及び防止、防火線・歩道・運搬路・造林小屋・その他工作物の保全、使用地等の利用状況等(伐採・加工・搬出等の作業状況、県営林土地使用許可にともなう使用状況の保護・管理を行う	福岡県県有林管理要綱
佐賀県 (県有林)	特になし	知事から委嘱された巡視員が、担当県営林に被害が発生するおそれがあるとき、すみやかに知事に報告	火災の防止、盗伐・誤伐・侵襲その他加害行為の防止、有害鳥獣若しくは病虫害による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止、伐木、造材搬出状況等の把握、貸付地、使用地等の利用状況等の把握、林道防火線・境界標その他の工作物の維持保存、の巡視を行うため担当県営林を月3回以上巡視する。 また、月3回巡視のうち1回は必ず担当県営林の境界線を、巡視する。	佐賀県県営林巡視員規程(36.5.17告知第150) 巡視員の任務等について
長崎県 (県有林)	特になし	看守人は、林内の巡視を終了した場合は、県営林業務に従事したときは、看守人手帳に記載し県係員の要求があったときは閲覧を受ける。	担当県営林の各閉地を毎月1回以上巡視し、盗伐誤伐、侵襲その他の加害行為の予防、防止をなすとともに、風水害、病虫害被害被害発見のため巡視を行う	県営林看守人職務要領(最終改正53.2.28)
熊本県 (県有林)	第1種境界線…第2種第3種以外の境界(特に境界管理が困難なもの) 第2種境界線…地形界ではないが道路、土のり、防火線等で一応明確に区画されている境界 第3種境界線…地形界で明確に区画されている境界	巡視員は、少なくとも二回以上その受持ち区域内を巡視するものとする。災害の起こるおそれがあると認める場合は必要に応じて警戒に当たり、その結果を所轄事務所長に報告	巡視員は、県有林内の土地、立木竹、道路、標識、小屋、防火線、その他の施設の保護に任じ、災害その他被害の予防及び応急防行頭の業務に従事	県有林境界線経営計画実施要領林・県有林の境界線等の設置基準・熊本県県有林巡視員規程・県有林巡視員設置基準
大分県 (県有林)	特になし	監視員は、管轄県事務所長の指揮に従い、その担当する県営林区画を、毎月2回以上巡視し、翌月5日までに報告	監視員は、火災・病虫害・鳥獣害・その他の被害の防止、盗伐・誤伐等の防止、境界・標注及び標識の維持管理、荒払い林産物の搬出状況、貸付地・使用地等の利用状況、その他保護管理のための必要事項を行う	大分県県営林監視員設置要領(55.4.1) 大分県県営林監視員職務規程(55.4.1)
宮崎県 (県有林)	特になし	監視人は、所轄農林振興局長の指揮に従いその担当する県営林区画を、毎月1回以上巡視し、翌月10日までに報告	標識類の保全、盗伐誤伐類等の防止、火災・虫害・鳥獣その他の被害の防止、境界線・防火線・林道その他の施設の保全、気象災害等の発生状況、貸付地・使用地等の利用状況、権利関係の移動状況、農林振興局長が特に指示した事項を行う	県営林監視人規程(最終改正57.10.1)
鹿児島県 (県有林)	特になし	看守人は、毎月分の服務報告書を翌月10日までに、農林事務所長又は林務部林産課長に提出	境界標・制札・標識等の維持管理、境界線・防火線・林道・建物その他の工作物の維持管理、盗伐・誤伐侵襲その他の加害行為及び林地内無断立ち入りの防止、火災の予防及び消火措置、有害鳥獣又は病虫害の調査及び予防、貸付地又は施設の使用状況、事業実施に係る労務の手配及び現場監督、売買物件の引渡しまでの監視及び付命された売買物件の引渡し、苗木・肥料・薬剤等の現場受取、所属長から交付され、または貸付された物品の保管	鹿児島県県営林看守人服務要綱(昭和55年2月13日告示第194号)
山梨県 (県有林)	第1種境界線…明確な地形地物によって画されていないため境界確認が容易ではなく管理上特に留意すべき境界線(2年に1回以上) 第2種境界線…第1種及び第3種境界線以外の境界線(4年に1回以上) 第3種境界線…地形、地物等によって明らかな境界線(10年に1回以上) (上記境界種別については、国有林管理規程に規定されている境界種別区分を参考とした(担当者から))	境界異常を発見した際は、すみやかに検測を行い、境界標の補修、改設又は移設若しくは予備標を新設する。	境界区分ごとに巡視計画(10年計画)を立て、毎年度確実に実行するものとする(実行は、直営で行っている)	山梨県県有林野境界保全要綱(平成2年作成)

国有林野ととくに私有林野との間のこうした違いは、いうまでもなくその各々の歴史的経緯の違いからきているであろう。すなわち私有林野は官民有区分以前においてその占有・利用がはっきり認められた地という由来をもって成立しているのに対し、国有林野の多くはいうならばそのような「所有」実績の無い地の寄せ集めによって成立したと見てよいからである。言い換えれば国有林野は官民区分によってはじめてその所有の歴史が開始されたのであって、その所有の実を示すには明確にその地を「囲う」必要があり、それが境界標を設置するということであった²⁾。

次に県有林等を含め民有林野の境界保全は他の業務を含む林野巡視の一環として遂行されているが、国有林野のそれは必ずしもそうではなく多くは巡検が境界の保全に特化した業務として行われる傾向がある。「国有林野管理規程」はその第68条で担当区主任の「巡視」について規定し、巡視にあたってとくに注意しなければならない事項をあげ、そのなかには「1 標識類の保全」「4 境界線、防火線、林道その他の施設の保全」を含むものとしている（表-10）。そして林野庁では巡検は決して境界保全に特化した業務ではない旨指導している。しかし「管理規程」のこのような解釈、指導と実際の現場の対応との間にはかなりのギャップがある。それを前橋営林局の例で示したのが表-11である。同じ局内でありながら営林署、担当区主任ごとに受け取り方にかなり差があることがわかる。すなわち営林局は巡視を含む他の業務の合間に境界標を確認した場合にも、それを巡検として標識巡検簿に付けるよう指導している。それに対し担当区主任の巡

表-10 巡視の規定

第68条	担当区主任は、他の用務に従事する場合を除き、常時その担当する区域内の国有林野を巡視し、その巡視にあたっては特に次に掲げる事項に注意しなければならない。
1	標識類の保全
2	盗伐、誤伐等の防止
3	火災、虫害、鳥獣その他の被害の防除
4	境界線、防火線、林道その他の施設の保全
5	造林及び苗木の養成の成績
6	伐木、造材及び搬出の状況
7	貸付地、使用地、部分林、共用林野等の利用状況
8	鳥獣のせい息状況及び狩猟の状況
9	伐木、造材又は木材売買を業とする者の記号、印章、刻印等の使用状況

注：国有林野管理規程第68条

表-11 巡検に対するとらえ方のギャップ

前橋営林局計画課	巡視を含む他の業務の合間に境界標を確認した場合にも巡検として、極力標識巡検簿に付けるよう指導している。
経営課	他の業務の合間に境界標を確認した場合にも、それは巡検と理解している。担当区への指導はとくにしていない。
G営林署	n 担当区：他の業務の際に境界標を確認することはあるが、それを巡検とはしていない。 o 担当区：他の業務の合間に巡検もやるということは、事実上出来ない。 p 担当区：1 割位だが、他の業務の合間にやる巡検もある。
H営林署	経営課：担当区への指導はとくにしていない。 3 担当区：巡視の場合でも境界標識を確認した時はそれを巡検と考えて実施している。
I営林署	経営課：現行「規程」では巡視の結果は巡検には反映しないものと理解している。 2 担当区：他の業務の合間に巡検も実施しているが、巡視の際に境界標を確認してもそれは巡検とはしていない。

資料：聞き取り調査

検のとらえ方は、①巡検は100%巡検だけ独立して行うもの、②境界標の確認を他の業務の合間にも行うが、それは巡検とはしないもの、③巡検は巡視を含む他の業務の合間にも行うもの、という3とおりに分かれ、巡検と巡視をめぐる解釈にかなりの相違がある。そして実際には多くの場合、巡検は境界保全に特化した業務として行われているのである。

4. 考察

国有林野における現行の境界保全業務のなかでまず問題にしなければならないのは、管理規程上の巡検業務について、林野庁・各営林（支）局の指示・指導があるにもかかわらず、営林署・担当区ごとにその解釈が異なり、境界保全業務に混乱をまねいていることである。このため実際には指導とは全く相反して、巡検が境界標の確認作業に特化して行われる傾向が強く、これがその業務を必要以上に過重にさせる一因ともなっている。これにはやはり現行「管理規程」の巡検と巡視についての規定がどのような関係にあるのか、わかりにくいことが大きな原因になっていることは否めない。まず、「わかりにくさ」がなぜ生じたのかを見ておきたい。林政統一時までの、山林局における境界保全に関する定めとしては、大正5年に制定された「国有林野及産物管理規程」（大正5年12月19日農商務省令第14号）³⁾がある。それによれば、

第九條 小林區署長ハ毎年六回（二箇月一回）以上管内ヲ巡視シ林野竝施業ノ状況、林産物ノ需要供給、市場ノ状況、其ノ他國有林ノ管理經營ニ関スル諸般ノ事項及保護區員服務ノ状況ヲ査察スヘシ

特別ノ事由ニ因リ前項回数ノ巡視ヲ行フコト能ハサルトキハ豫メ大林區署長ノ承認ヲ得タル署員ヲシテ代リテ巡視セシムヘシ

第十一條 保護區員ハ其ノ保護区内ノ林野及部分林ヲ巡視シ特ニ左記各號ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 境界標其ノ他標識ノ保全
- 二 盗伐、誤伐、侵壅、漫用等ノ取締
- 三 火災、虫害其ノ他被害ノ防備
- 四 防火線、境界線、林道其ノ他築設物ノ保全
- 五 造林及苗木養生ノ成績
- 六 伐木、造材及搬出ノ状況
- 七 貸付使用地及豫約開墾拂下許可地ノ状況
- 八 林野巡守其ノ他使用人ノ勤惰
- 九 伐木、造材又ハ木材賣買ヲ業トスル者ノ使用スル記號、印章、手板、帳簿、器具等

第二十一條 小林區署及保護區官舎ニ標柱檢視簿ヲ備付ケ標注檢視ノ都度其ノ状況ヲ記入スヘシ

と規定しており、

現行「管理規程」の「第8章巡視及び保護」に係る第68条は「国有林野及産物管理規程」の第11条をそのまま踏襲したものであることがわかる。山林局の場合、このように小林區署長及び保護區員の巡視についての定めはあったが、現行「管理規程」の巡検に相応する規定はなかった。すなわち保護區員は標柱檢視を行いそれを標柱檢視簿に記入しなければならないが、その作業は林野巡視の業務の1つとして他の作業との合間にも行われるようになっていた。実は「巡検」という用語は御料林がそのルーツであり、戦後の管理規程における巡検も御料林のそれを踏襲したものとみられる。明治32年の「御料地界標保存心得」（明治32年12月14日第6315號局長ヨリ地方局へ達）には「巡検」「巡検官」という用語がみえ、それ以降も帝室林野局の諸例規に「巡検」を認めることができる。さらに、現在の巡検に関する規定の直接のルーツとなったとみられるの

が、以下に示す大正9年に制定され、林政統一時まで御料林の境界保全の指針となっていた「御料地境界標識規程施行手続」（大正9年3月1日第3323ノ8号長官達）である⁴⁾。

第二條

三、分擔區員ハ左ノ區別ニ從ヒ巡檢スヘシ

御料地ト他ノ所有地トノ疆界ニ於ケル標識

イ、耕宅地、平坦地、傾斜地等ニシテ侵害ヲ被リ易キ個所ニ係ルモノハ二年ニ一回

ロ、地形、地物其ノ他ノ實況ニ依リ侵害ノ虞少ナキ個所ニ係ルモノハ四年ニ一回

ハ、顯著ナル分水嶺其ノ他ノ天然界アル個所ニ係ルモノハ六年ニ一回

洪水其ノ他ノ事變又ハ隣接地ノ伐木、新植、開墾、土木工事等ニ依リ標識ノ毀損、亡失、又ハ移動等ノ虞アルトキハ前項ノ規程ニ拘ハラズ隨時巡檢スヘシ

業務繁劇其ノ他ノ事故ニ依リ當該分擔區員巡檢スルコト能ハサルトキハ事務所長又ハ事務所員、出張所員又ハ他ノ分擔區員ヲシテ巡檢セシムヘシ

第四條 支局長又ハ事務所長ハ人跡稀ナル高岳地、絶險地深山幽谷其ノ他普通ノ方法ヲ以テ巡行スルコト能ハサル個所等ニシテ第二條ノ規程ニ依ルコトヲ要セスト認メタルモノアルトキハ長官ノ認可ヲ經テ特別ノ取扱ヲ為スコトヲ得

要約すれば、

- ① 侵害を受け易い箇所（耕地・平坦地・傾斜地）：2年に1回
- ② 侵害のおそれの少ない箇所：4年に1回
- ③ 分水嶺その他の天然界：6年に1回
- ④ 人跡稀なる高岳地、絶險地、深山幽谷等で普通の方法で巡検できない箇所：特別扱いである。

このように、戦後の「管理規程」は巡検については御料林を、巡視については山林局の規定をそれぞれ出自としており、もとはといえば別々の2つの規定を一つにしてつくられたが、その際条文間の整合性が必ずしも明確とはいえない結果になってしまったのである。（なお、北海道国有林には境界保全に関する条文化された指針はなく、具体的業務のなかで指示されていたもののようである）。このことが巡検と巡視についての関係をわかりにくくした原因だといえよう。この点で現行の「管理規程」はもっと整序される必要があろう。

次にこの「御料地境界標識規程施行手続」から明らかなように、御料林時代の巡検の基準は現行よりゆるやかで柔軟であった。言い換えれば昭和26年に制定された戦後の管理規程は御料林時代より厳しい基準が課された。これは一つには、戦前における境界の保全水準（境界標の設置等）が山林局より御料林のほうが高かったとされていることから、林政統一後の巡検を御料林時代と同じ基準にするのは無理との判断があったようである。もう一つは当時は戦後の緊急開拓等による国有林野の侵襲、無権限使用が数多く発生するなどの事情があり、基準を厳しくせざるをえなかったという時代的背景も強くはたらいていたとみられる。

しかし、国有林野の境界をめぐる最近の状況は大きく変化している。まず、昭和37年に制定された「国有林野測定規程」では無標点の廃止が決められ、原則的全点有標化が進められ同時に永久標化も行われ、境界明示の水準は格段に向上した。また、戦後の「管理規程」制定時に比べ一般的に侵害のおそれは少なくなっており、境界をめぐる新たな紛争も少なくなっている。一方、先にみた巡検基準を定めた大正9年「御料地境界標識規程施行手続」制定時の御料林は、①現在の国有林とくらべて有標率は低かった②木標が少なかった。③いまだその所有の歴史も浅く侵害のおそれは現在よりずっと高かった。

以上のことを考慮すると、現行「管理規程」による境界巡検の基準は環境の変化に合わせて見直す必要があるであろう。そしてそのことは巡検の規定と実行内容とが乖離しだしている実態を是正する観点からも必要なことである。すなわち「巡検の実態」で明らかにしたように、巡検実施者の主任規定はすでに有名無実化している。また実際に行われている巡検は規定の基準からだいぶ外れ出しており、なかには大阪営林局のようにすでに基準の一部を独自に変更して対応しているところさえある。しかも大阪営林局の場合その変更は第3種境界標のみにとどまっており、またそのことがはっきり表に出されているからまだよい。しかし規定どおりの巡検を実行しているかのようにみえる営林（支）局の中には、規定に示された基準との乖離がかなり大きくなっているところもあるとみられる。そして巡検基準の見直しを全ての営林（支）局が要望しているのは（表－5）、そのことと無関係ではないと思われる。この点からも現行の巡検の規定が現状に合わなくなっていることは確かであり、これを放置しておくことは規定の形骸化につながりかねないであろう。

引用文献

- 1) 三枝茂・飯島浩編『林野地籍の沿革続巻』（林野弘済会）昭和50年，132
- 2) 前掲書（102～103）によれば「境界に標識を設置して境界点で境界を表現」することを最初に規定したのは「官林境界線実測及製図順序」（昭和15年3月農商務省決議）とされている。
- 3) 「国有林野及産物管理規定」（大正5年12月農商務省訓令第14号）
- 4) 「御料地境界標識規程施行手続」（大正9年3月第3323ノ8号長官達）

Résumé

- (1) The regulation on the preservation of the integrity at boundaries of the National Forest which formulated in 1951 has not been functioning well anymore. At the time of the formulation, there were not enough signs constructed yet and the conditions of the preservation of the integrity were not satisfactory such as due to using wooden guideposts. Besides, since the whole Japanese society was in serious confusion after the last war, troubles on the boundaries used to happen quite often.
- (2) Nowadays, however, the condition of the preservation has been improved remarkably, and there also happens less troubles on the boundaries. These changes in the social and environmental situations require the consideration of the revision of the regulation to meet the present circumstances.
- (3) The current regulation on the preservation of the integrity at the boundaries was originally made by the integration of the two different regulations which had been enacted before the world war II. Therefore, the adjustment between the provisions has not always worked well. This caused the confusion of the interpretation of the regulation which resulted in the unnecessary heavy burden of the duties. The regulation should be reconsidered from this point of view as well.